

# 令和7年度第2回京都府総合教育会議 次第

令和8年1月20日(火) 13:00~14:30  
京都府自治会館 4階 自治会館ホール

1 開 会

2 意見交換

3 その他

4 閉 会

# 総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)により下記条項を追加(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4

	概要
設置	首長が設置(第1項)
協議調整事項	○大綱の策定に関する協議(第1項) ○教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整(第1項) ○構成者はその協議結果を尊重すること(第8項)
構成	首長(設置者)及び教育委員会(第2項) (必要に応じて関係者・外部有識者から意見聴取も可能(第5項))
招集	首長が招集(第3項)(教育委員会から招集を求めることも可能(第4項))
公開	原則公開だが個人の秘密保持又は会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能(第6項) 会議録作成・公表の努力義務あり(第7項)
運営	運営については総合教育会議で定める(第9項)

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認るときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。